

# 平成31年第1回下仁田町議会定例会会議録第2号（7日）

招集年月日	平成31年3月5日					
招集の場所	下仁田町議会議場					
開閉会日時 及び宣言	開会	平成31年3月5日午前10時00分			議長	堀口博志
	閉会	平成31年3月15日午後1時54分			議長	堀口博志
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席名 欠員名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	小須田 肇	○	7	佐藤 勇二	○
	2	岡田 邦敏	○	8	千野 榮治	○
	3	永井 正之	○	9	島崎 紘一	○
	4	木暮 弘元	○	10	堀口 博志	○
	5	岩崎 正春	○	11	岡田 武二	○
	6	佐藤 博	○	12	佐藤 公夫	○
会議録署名議員	8番	千野 榮治	9番	島崎 紘一		
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局長	樋口 令子		書記	佐藤 里奈	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町長	原 秀男		保健環境課長	岩井 収	
	教育長	茂木 学		農林課長	佐藤 正明	
	町長公室長	神戸 宏		商工観光課長	岡野 均	
	総務課長	浅川 幸則		建設ガス水道課長	林 光一	
	地域創生課長	猪野 馨		教育課長	大小原 敏江	
	住民税務課長	林 通典				
	会計課長	(住民税務課長兼務)				
	福祉保険課長	岡田 恵子				

## 議 事 日 程 別紙のとおり

---

### 会 議 に 付 し た 議 件

---

- 1 報告第1号 議員派遣の件
- 2 第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 5 第2号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 6 第3号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例
- 7 第4号議案 下仁田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 第5号議案 下仁田町の特別職の職員で非常勤のもの諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 9 第6号議案 下仁田町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例
- 10 第7号議案 下仁田町行政財産使用料条例
- 11 第8号議案 下仁田町公共施設等整備基金条例
- 12 第9号議案 下仁田町森林環境譲与税基金条例
- 13 第10号議案 指定管理者の指定について（下仁田町林業総合センター分）
- 14 第11号議案 指定管理者の指定について（下仁田町体験交流センター分）
- 15 第12号議案 指定管理者の指定について（下仁田町道の駅分）
- 16 第13号議案 平成30年度下仁田町一般会計補正予算（第4号）
- 第14号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第15号議案 平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第16号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第17号議案 平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18号議案 平成30年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第3号）
- 17 第19号議案 平成31年度下仁田町一般会計予算
- 第20号議案 平成31年度下仁田町国民健康保険特別会計予算
- 第21号議案 平成31年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第22号議案 平成31年度下仁田町介護保険特別会計予算
- 第23号議案 平成31年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算
- 第24号議案 平成31年度下仁田町ガス事業清算特別会計予算
- 第25号議案 平成31年度下仁田町水道事業会計予算

## 会 議 の 経 過

---

開 会 平成31年3月7日 午前10時00分

---

○議長 堀口博志 これから、本日の会議を開きます。

---

○議長 堀口博志 日程第1、報告第1号 議員派遣の件、会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中に議員派遣がありましたので報告いたします。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第2、第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。  
総務課長

(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第1号議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を下仁田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、酒井俊輔、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由は、酒井俊輔氏が平成31年4月30日をもって任期満了となるためでございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第1号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 ご異議ないものと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(林通典住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 林通典 命によりまして、諮問第1号を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記、住所、[REDACTED]、氏名、岩井けさ江、[REDACTED]

[REDACTED]。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由でございますが、岩井けさ江氏が平成31年6月30日任期満了となるためでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第1号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 ご異議ないものと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長  
(林通典住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 林通典 命によりまして、諮問第2号を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記、住所、[REDACTED]、氏名、神戸澄江、[REDACTED]

[REDACTED]。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由でございますが、山田千代氏が平成31年6月30日任期満了となるためでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第2号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 ご異議ないものと認めます。よって、諮問第2号は原案のとおり

り同意することに決定いたしました。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第5、第2号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第2号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第2号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由でございますが、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合が、消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務の共同処理を平成31年4月1日から開始するためでございます。

別紙、規約変更に関する協議書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第2号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第6、第3号議案 下仁田町役場課設置条例の一部

を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を町長公室長に求めます。町長公室長

(神戸宏町長公室長 登壇)

○町長公室長 神戸宏 命により、第3号議案をご提案、ご説明いたします。

第3号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例、下仁田町役場課設置条例の一部を次のように改正する。

以下、改正内容につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則、施行期日、第1項、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第2項以下につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

裏面をお願いいたします。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第3号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第7、第4号議案 下仁田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を町長公室長に求めます。町長公室長

(神戸宏町長公室長 登壇)

○町長公室長 神戸宏 命によりまして、第4号議案をご提案、ご説明いたします。

第4号議案 下仁田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町職員の勤務時間の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。第3項、前項に規定するもののほか、同項に

規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第4号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第8、第5号議案 下仁田町の特別職の職員で非常勤のものの諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を町長公室長に求めます。町長公室長

(神戸宏町長公室長 登壇)

○町長公室長 神戸宏 命によりまして、第5号議案をご提案、ご説明いたします。

第5号議案 下仁田町の特別職の職員で非常勤のものの諸給与支給条例の一部を改正する条例、下仁田町の特別職の職員で非常勤のものの諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。下仁田町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会、委員、日額、6,000円、学校運営協議会、委員、日額、6,000円。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。第5号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第9、第6号議案 下仁田町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を福祉保険課長に求めます。福祉保険課長

(岡田恵子福祉保険課長 登壇)

○福祉保険課長 岡田恵子 命によりまして、第6号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第6号議案 下仁田町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例、下仁田町国民健康保険基金条例の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「保険給付費」を「国民健康保険事業費納付金」に改める。附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。第6号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第10、第7号議案 下仁田町行政財産使用料条例



を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第7号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第7号議案 下仁田町行政財産使用料条例、趣旨、第1条、この条例は、地方自治法第228条第1項の規定に基づき、行政財産の使用について徴収する使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1項、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

経過措置、以下の内容につきましても、さきの全員協議会でご説明申し上げますので、省略させていただきます。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第7号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第11、第8号議案 下仁田町公共施設等整備基金条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第8号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第8号議案 下仁田町公共施設等整備基金条例、設置、第1条、下仁田町が行う公用又は公共用の施設の整備に要する経費の財源に充てるため、下仁

田町公共施設等整備基金を設置する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第8号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第12、第9号議案 下仁田町森林環境譲与税基金条例を議題とし、提案理由の説明を農林課長に求めます。農林課長

(佐藤正明農林課長 登壇)

○農林課長 佐藤正明 命によりまして、第9号議案をご提案、ご説明申し上げます。

第9号議案 下仁田町森林環境譲与税基金条例、第1条、この条例は、地方自治法第241条の規定に基づき、下仁田町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条以降につきましては、さきの全員協議会で説明済みでありますので、省略させていただきます。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。第9号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第13、第10号議案 指定管理者の指定について(下仁田町林業総合センター分)を議題とし、提案理由の説明を農林課長に求めます。農林課長

(佐藤正明農林課長 登壇)

○農林課長 佐藤正明 命によりまして、第10号議案をご提案、ご説明申し上げます。

第10号議案 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、下仁田町林業総合センター。指定管理者となる団体、住所、群馬県甘楽郡下仁田町大字下小坂45番地7。団体名、下仁田町森林組合。代表者名、代表理事組合長、須賀芳明。指定の期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。第10号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第10号議案は原案のとおり可決され

ました。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第14、第11号議案 指定管理者の指定について（下仁田町体験交流センター分）を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。商工観光課長

（岡野均商工観光課長 登壇）

○商工観光課長 岡野均 命によりまして、第11号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第11号議案 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、下仁田町体験交流センター。2、指定管理者となる団体、住所、群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山3766番地11。団体名、一般社団法人下仁田町観光協会。代表者名、代表理事、上原康廣。3、指定の期間、平成31年4月1日から平成31年9月30日まで。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第11号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第15、第12号議案 指定管理者の指定について（下仁田町道の駅分）を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。商工観光課長

（岡野均商工観光課長 登壇）

○商工観光課長 岡野均 命によりまして、第12号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第12号議案 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、下仁田町道の駅。  
2、指定管理者となる団体、住所、群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山3766番地11。団体名、有限会社産業開発しもにた。代表者名、代表取締役、原秀男。3、指定の期間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。  
平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第12号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 堀口博志 次に、日程第16、第13号議案から第18号議案までを一括議題とし、第13号議案 平成30年度下仁田町一般会計補正予算(第4号)から順次説明を願います。総務課長

(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第13号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第13号議案 平成30年度下仁田町一般会計補正予算(第4号)、平成30年度下仁田町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,746万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ49億3,505万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

繰越明許費、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。10款地方交付税284万5,000円、12款分担金及び負担金8,000円、13款使用料及び手数料146万3,000円の減、14款国庫支出金786万1,000円の減、15款県支出金1,334万3,000円の減、17款寄附金1,002万2,000円の減、18款繰入金8,697万5,000円の減、20款諸収入44万8,000円、21款町債3,890万円、歳入合計、補正前予算額50億1,252万2,000円から7,746万3,000円を減額し、49億3,505万9,000円としたいとすもののでございます。

次のページに移りまして、歳出でございます。

1款議会費47万5,000円の減、2款総務費1,437万9,000円の減、3款民生費166万9,000円、4款衛生費386万9,000円の減、6款農林水産業費1,680万3,000円の減、8款土木費1,198万8,000円の減、9款消防費197万7,000円の減、10款教育費274万8,000円の減。

4ページをお願いいたします。

12款公債費2,692万3,000円の減、13款諸支出金3万円、歳出合計、補正前予算額50億1,252万2,000円から7,746万3,000円を減額し、49億3,505万9,000円としたいとすもののでございます。

次のページに移りまして、第2表、債務負担行為補正でございます。事項、下仁田町体験交流センターの管理運営に関する協定書で、期間は平成31年度とし、限度額を650万円と定め、追加したいとすもののでございます。

第3表、繰越明許費でございます。2款総務費、1項総務管理費は地域経済循環創造事業で4,000万円、6款農林水産業費、1項農業費は小規模農村整備事業で1,607万6,000円、2項林業費はぐんま緑の県民基金事業で75万9,000円、11款災害復旧事業費、2項農林水産業施設災害復旧費は林道災害復旧事業で658万2,000円をそれぞれ繰り越したいとするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正(変更)でございます。起債の目的、過疎対策事業(過疎対策事業債)は、限度額2億4,770万円に1,680万円を追加し、2億6,450万円に、過疎対策事業債(ソフト事業分)は5,250万円に2,570万円を追加し、7,820万円に、防災対策事業債は1,990万円から510万円を減額し、1,480万円に、緊急防災・減災事業1,020万円に60万円を追加し、1,080万円に、災害復旧事業320万円に90万円を追加し、410万円にそれぞれ限度額を変更したいとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

次のページに移りまして、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。また、9ページの2の歳入及び14ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 以上で一般会計の説明が終わりました。

続いて、第14号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、第15号議案 平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)及び第16号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、福祉保険課長に説明を求めます。福祉保険課長

(岡田恵子福祉保険課長 登壇)

○福祉保険課長 岡田恵子 命によりまして、第14号議案から第16号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第14号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、平成30年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1 0 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 2, 2 5 0 万 8, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 3 月 5 日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。4 款県支出金 3 2 1 万 3, 0 0 0 円の減、6 款繰入金 1 0 7 万 4, 0 0 0 円、8 款諸収入 3 2 1 万 3, 0 0 0 円、歳入合計 1 0 億 2, 1 4 3 万 4, 0 0 0 円に 1 0 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、1 0 億 2, 2 5 0 万 8, 0 0 0 円としたいとします。

次に、歳出でございます。2 款保険給付費、補正予算額 8 4 万円の減、9 款予備費 1 9 1 万 4, 0 0 0 円、歳出合計 1 0 億 2, 1 4 3 万 4, 0 0 0 円に 1 0 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、1 0 億 2, 2 5 0 万 8, 0 0 0 円としたいとします。

次のページに移りまして、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては、省略させていただきます。また、5 ページ、2 の歳入及び 6 ページ、3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、こちらも省略させていただきます。

続きまして、第 1 5 号議案をお願いいたします。

第 1 5 号議案 平成 3 0 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、平成 3 0 年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 7 9 万 8, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4, 2 6 6 万 7, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 3 月 5 日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。3 款繰入金 1 7 9 万 8, 0 0 0 円の減、歳入



合計1億4,446万5,000円から179万8,000円を減額し、1億4,266万7,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。3款後期高齢者医療広域連合納付金179万8,000円の減、歳出合計1億4,446万5,000円から179万8,000円を減額し、1億4,266万7,000円としたいとするものでございます。

次のページに移りまして、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。また、4ページの2、歳入及び3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、こちらも省略させていただきます。

次に、第16号議案をお願いいたします。

第16号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、平成30年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,182万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億203万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款保険料300万円、3款国庫支出金149万8,000円、4款支払基金交付金363万4,000円、5款県支出金135万2,000円、7款繰入金248万6,000円、9款諸収入14万4,000円の減、歳入合計12億9,021万3,000円に1,182万6,000円を追加し、13億203万9,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。1款総務費6万4,000円、2款保険給付費1,345万9,000円、5款地域支援事業費73万1,000円の減、7款諸支出金96万6,000円の減、歳出合計12億9,021万3,000円に1,182万6,000円を追加し、13億203万9,000円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。また、6ページ、2の歳入及び8ページの歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、こちらも省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 次に、第17号議案 平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）、第18号議案 平成30年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第3号）について、建設ガス水道課長に説明を求めます。建設ガス水道課長

（林光一建設ガス水道課長 登壇）

○建設ガス水道課長 林光一 命によりまして、第17号議案及び第18号議案をご提案、ご説明申し上げます。

第17号議案 平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）、平成30年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,008万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,543万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正額を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金50万円の減、3款国庫支出金887万3,000円の減、4款県支出金174万2,000円の減、6款繰入金119万9,000円の減、7款諸収入27万5,000円の減、8款町債250万円、歳入合計8,551万9,000円から1,008万9,000円を減額し、7,543万円としたいとさせていただきます。

次に、歳出です。同じく款の区分と補正額のみ申し上げます。1款浄化槽整備事業費1,008万9,000円の減、歳出合計8,551万9,000円から1,008万9,000円を減額し、7,543万円としたいとする

ものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正（変更）でございます。起債の目的、浄化槽施設設置事業（下水道事業債）、限度額690万円、浄化槽施設設置事業（過疎対策事業債）690万円、限度額計1,380万円から下水道事業債130万円を増額し、限度額820万円に、過疎対策事業債120万円を増額し、限度額810万円、限度額計1,630万円にしたいとするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては、省略させていただきます。なお、5ページの2、歳入、6ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

次に、第18号議案をお願いいたします。

第18号議案 平成30年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第3号）、総則、第1条、平成30年度下仁田町ガス事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成30年度下仁田町ガス事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。収入、第1款ガス事業収益1億7,115万1,000円、3万円、1億7,118万1,000円、支出、第1款ガス事業費用1億5,640万2,000円、359万4,000円、1億5,999万6,000円。

他会計からの補助金、第3条、予算第9条に定めた、児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額の「補助金660千円」を「補助金690千円」に改める。

たな卸資産購入限度額、第4条、予算第10条に定めた、たな卸資産購入限度額の「限度額56,028千円」を「限度額60,245千円」に改める。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案説明が終わりましたので、第13号議案から第18号議案

までに対する質疑に入ります。質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑を願います。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結し、第13号議案から第18号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

○議長 堀口博志 次に、日程第17、第19号議案から第25号議案までを一括議題といたします。まず、第19号議案 平成31年度下仁田町一般会計予算から順次説明を願います。総務課長

(浅川幸則総務課長 登壇)

○総務課長 浅川幸則 命によりまして、第19号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第19号議案 平成31年度下仁田町一般会計予算、平成31年度下仁田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2億7,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款町税8億2,580万8,000円、2款地方譲与税6,234万2,000円、3款利子割交付金100万円、4款配当割交付金239万2,000円、5款株式等譲渡所得割交付金176万2,000円、6款地方消費税交付金1億3,000万円、7款ゴルフ場利用税交付金1,000万円、8款自動車取得税交付金750万円、9款環境性能割交付金250万円、10款地方特例交付金150万1,000円。

次のページに移りまして、11款地方交付税22億4,000万円、12款交通安全対策特別交付金100万円、13款分担金及び負担金2,959万4,000円、14款使用料及び手数料4,025万3,000円、15款国庫支出金3億5,684万4,000円、16款県支出金4億3,000万3,000円、17款財産収入301万4,000円、18款寄附金6,714万2,000円、19款繰入金4億5,904万9,000円。

4ページをお願いいたします。

20款繰越金1,000万円、21款諸収入4,839万6,000円、22款町債5億4,790万円、歳入合計52億7,800万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。1款議会費7,451万1,000円、2款総務費9億8,611万4,000円、3款民生費11億1,447万9,000円、4款衛生費7億7,534万5,000円、5款労働費172万4,000円、6款農林水産業費3億7,406万6,000円、7款商工費1億1,919万6,000円、8款土木費4億271万2,000円。

6ページをお願いいたします。

9款消防費3億1,296万2,000円、10款教育費4億4,715

万9,000円、11款災害復旧費1万1,000円、12款公債費6億5,966万8,000円、13款諸支出金5万3,000円、14款予備費1,000万円、歳出合計52億7,800万円としたいとします。

次のページに移りまして、第2表、地方債でございます。起債の目的と限度額は、過疎対策事業（過疎対策事業債）2億6,950万円、過疎対策事業債（ソフト事業分）5,290万円、地方道路等整備事業債1,480万円、防災対策事業（防災対策事業債）4,170万円、緊急防災・減災事業4,300万円、臨時財政対策債1億2,600万円、限度額計5億4,790万円で、起債の方法は証書借入れまたは証券発行、利率は年3%以内といたします。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借りかえることができるとしたいとします。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。また、11ページの2の歳入及び28ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 以上で一般会計の説明が終わりました。

続いて、第20号議案 平成31年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、第21号議案 平成31年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算及び第22号議案 平成31年度下仁田町介護保険特別会計予算について、福祉保険課長に説明を求めます。福祉保険課長

（岡田恵子福祉保険課長 登壇）

○福祉保険課長 岡田恵子 命によりまして、第20号議案から第22号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

163ページをお願いいたします。

第20号議案 平成31年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、平成31年度下仁田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,314万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表

歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

1款国民健康保険税1億6,606万8,000円、2款使用料及び手数料4万4,000円、3款国庫支出金1,000円、4款県支出金7億195万7,000円、5款財産収入1,000円、6款繰入金9,405万4,000円、7款繰越金1,000円、8款諸収入101万4,000円、歳入合計9億6,314万円としたいとするものです。

次に、歳出でございます。1款総務費724万9,000円、2款保険給付費6億7,695万1,000円、3款国民健康保険事業費納付金2億6,494万7,000円、4款共同事業拠出金1,000円、5款財政安定化基金拠出金1,000円、6款保健事業費1,145万2,000円、7款基金積立金1,000円、8款公債費3,000円。

次のページをお願いいたします。

9款諸支出金153万5,000円、10款予備費100万円、歳出合計9億6,314万円としたいとするものでございます。

次のページに移りまして、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。また、169ページ、2の歳入及び174ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、こちらでも省略させていただきます。

次に、189ページをお願いいたします。

第21号議案 平成31年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算、平成31年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,062万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料8,111万1,000円、2款使用料及び手数料1万9,000円、3款繰入金5,292万4,000円、4款繰越金1,000円、5款諸収入656万5,000円、歳入合計1億4,062万円としたいとします。

次に、歳出でございます。1款総務費205万2,000円、2款保健事業費710万1,000円、3款後期高齢者医療広域連合納付金1億3,036万5,000円、4款諸支出金10万1,000円、5款公債費1,000円、6款予備費100万円、歳出合計1億4,062万円としたいとします。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。また、194ページ、2の歳入及び196ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、199ページをお願いいたします。

第22号議案 平成31年度下仁田町介護保険特別会計予算、平成31年度下仁田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,727万8,000円と定める。



第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款保険料2億2,113万7,000円、2款使用料及び手数料1万6,000円、3款国庫支出金3億5,644万3,000円、4款支払基金交付金3億6,332万1,000円、5款県支出金2億164万2,000円、6款財産収入8,000円、7款繰入金2億2,401万8,000円、8款繰越金1,000円、9款諸収入69万2,000円、歳入合計13億6,727万8,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。1款総務費1,197万円、2款保険給付費12億8,566万円、3款財政安定化基金拠出金1,000円、4款基金積立金8,000円、5款地域支援事業費6,863万4,000円、6款公債費1,000円。

次のページをお願いいたします。

7款諸支出金4,000円、8款予備費100万円、歳出合計13億6,727万8,000円としたいとするものでございます。

次ページに移りまして、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。また、205ページ、2の歳入及び210ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、こちらも省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 次に、第23号議案 平成31年度下仁田町浄化槽整備事業特

別会計予算、第24号議案 平成31年度下仁田町ガス事業清算特別会計予算及び第25号議案 平成31年度下仁田町水道事業会計予算について、建設ガス水道課長に説明を求めます。建設ガス水道課長

(林光一建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 林光一 命によりまして、第23号議案から第25号議案までをご提案、ご説明申し上げます。

233ページをお願いいたします。

第23号議案 平成31年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算、平成31年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,787万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各款の間の流用。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、款の区分と予算額を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金834万円、2款使用料及び手数料2,045万3,000円、3款国庫支出金2,333万9,000円、4款県支出金812万円、5款財産収入1,000円、6款繰入金1,252万4,000円、7款繰越金100万円、8款諸収入2,000円、9款町債1,410万円、歳入合計8,787万9,000円としたいとするものです。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款浄化槽事業費7,841万8,000円、2款公債費846万

1, 000円、3款予備費100万円、歳出合計8, 787万9, 000円としたいとするものです。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債、起債の目的、浄化槽施設設置事業（下水道事業債）、限度額710万円、浄化槽施設設置事業（過疎対策事業債）、限度額700万円、限度額計1, 410万円。起債の方法、証書借り入れまたは証券発行、利率、年3%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借りかえすることができる。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括については、省略させていただきます。なお、239ページの2、歳入、241ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

次に、245ページをお願いいたします。

第24号議案 平成31年度下仁田町ガス事業清算特別会計予算、平成31年度下仁田町のガス事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2, 395万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、款の区分と予算額を申し上げます。

歳入、1款財産収入2億394万円、2款諸収入1億2, 001万円、歳入合計3億2, 395万円、歳出、1款ガス事業清算費3億2, 345万円、2款予備費50万円、歳出合計3億2, 395万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括については、省略させていただきます。なお、248ページの歳入、249ページの歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

次に、251ページをお願いいたします。

第25号議案 平成31年度下仁田町水道事業会計予算、総則、第1条、平成31年度下仁田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。1、給水戸数3,472戸、2、年間給水量83万9,285立方メートル、3、1日平均給水量2,299立方メートル。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益2億5,036万1,000円、第1項営業収益1億8,646万7,000円、第2項営業外収益6,389万3,000円、第3項特別利益1,000円、支出、第1款水道事業費用2億4,634万9,000円、第1項営業費用2億2,208万5,000円、第2項営業外費用2,376万1,000円、第3項特別損失3,000円、第4項予備費50万円。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,914万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額186万2,000円、過年度分損益勘定留保資金626万7,000円、当年度分損益勘定留保資金5,348万6,000円、減債積立金1,752万8,000円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入9,987万円、第1項企業債3,050万円、第2項出資金2,752万5,000円、第3項他会計補助金3,914万5,000円、第4項他会計負担金270万円、支出、第1款資本的支出1億7,901万3,000円、第1項建設改良費5,670万5,000円、第2項企業債償還金1億2,230万8,000円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、配水本管布設替工事、限度額3,050万円、起債の方法、証書借り入れ、利率、年3%以内、償還の方法、貸付先の融資条件による。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げ

る経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費3,542万円。

他会計からの補助金、第9条、水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎債の元利償還等及び児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,997万1,000円である。

たな卸資産購入限度額、第10条、たな卸資産購入限度額は276万5,000円と定める。

重要な資産の取得及び処分、第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。1、取得する資産、種類、配水本管布設替工事、名称、町道2493号線水道本管布設替工事（跡倉）、数量、L=300メートル、PEパイ75ミリメートル、PEパイ50ミリメートル、県道下仁田上野線及び小平下仁田線水道本管布設に伴う舗装本復旧工事（川井から跡倉）、A=1,900平方メートル、t=10センチメートル。

平成31年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成31年度下仁田町水道事業会計予算実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案説明が終わりましたので、第19号議案から第25号議案までに対する質疑に入ります。質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたしておきます。

それでは、質疑を願います。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 平成31年度の19号議案並びに、地方債の借入先はおおむね、どこが多いですか。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 国の財政融資資金が多いかと思えます。

○議長 堀口博志 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 現状の借り入れの利息は0.何%程度ですか。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 申しわけありません、今ちょっと手持ちに資料がないので、予算決算特別委員会でご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長 堀口博志 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 本議会で提案された13号議案、提出日が平成31年3月5日、同じく平成31年の19号議案も平成31年3月5日。地方債の利率が補正予算では5%、31年度の予算書では3%、同じ提出日なのに利率が2%も違う。こんなことは町民生活にさほど影響はないんだけど、余りにもでたらめな数字なので、その辺のところ、どうして同じ提出日に2%もの金利が違うかな、ご説明をお願いします。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 昨今の金利の情勢を見ますと、年の利率が1%以内で借入れが多くなっております。平成30年度においては、年5%以内ということでご議決をいただいております。平成31年度におきましては、引き続き低金利の状況が続くと見込まれ、また、他市町村でも同様に利率を低くして設定しているところが多い状況のことから、3%以内ということで利率を下げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 補正予算も提出したんだから、30年度でも、補正予算のところ3%にして補正を提出することも可能ではないんですか。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 3%以内というふうに補正で利率を変更することも可能でございますが、31年度から利率を下げた形で借入れ、それぞれ年5%以内を年3%以内ということで利率を設定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 ほかに質疑はございませんか。島崎紘一君

○9番 島崎紘一 お昼までにちょっと時間があるので、1点だけお伺いします。

一般会計予算、8ページ、事項別明細書があるわけですがけれども、決算じゃないので、予算なんですけれども、非常に最近、ここ数年、経常収支比率が9%を超えて、財政の硬直化が心配されているわけです。そういう中で、昨年に対して10%近い増額予算を組まれたわけですがけれども、この予算で経常収支比率の予想はどのぐらいになりますか。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 決算の状況が出ないと率等はちょっと、正確な数字は言えないんですけども、95%を超えるものになるかと思われまして。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 昨年、29年度決算が96%だけ。ちょっと今、資料がないので、私も数字的誤差があるかもしれませんが、それに近い予想とし

て捉えていいわけですか。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 浅川幸則 おおむねそれに近い数字になるかと思われます。

○議長 堀口博志 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 町長も行財政改革に積極的に取り組むという姿勢でありますけれども、いずれにしても財政の硬直化は重大な課題でありますので、その辺のところをよろしく願いしておきます。

以上です。

○議長 堀口博志 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結し、第19号議案から第25号議案の7議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長 堀口博志 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

---

散 会 平成31年3月7日 午前11時52分